

平成28年5月13日

平成28年度補正予算（案）について（内閣府）

平成28年熊本地震による災害に伴う、住宅の確保や生活再建支援金の支給など被災者支援に必要な経費

単位：億円

< 政策統括官（防災担当） >

○災害救助費等負担金 **572.6**

災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について負担（被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から9割を国庫負担）する。

○被災者生活再建支援金補助金 **201.3**

被災者生活再建支援法に基づき、住宅に全壊等の被害を受けた世帯に対して、都道府県から委託を受けた被災者再建生活支援法人が、支援金を支給し、国がその2分の1に相当する額を補助する。

○災害弔慰金等負担金等 **6.1**

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡された者の遺族に対して弔慰金や重度の障害を負った者に対して見舞金を支給した場合、国が2分の1を負担する。又、市町村が、自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。